

請願第 31号

平成23年11月30日

川崎市議会議長 大島 明 様

宮前区在住者

ほか 42名

有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理に関する請願

請願の要旨

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の地域運営に対する市の配慮について

請願の理由

先日、インターネットに公開された「川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の選定について」によれば、次期指定管理予定者が決定したとあります。

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設は、古くは「野川・有馬市民館図書館分館」として、市の9つの分館構想の1つでした。既存の5つの分館以外は、市の財政再建施策において、計画が中止となりましたが、地元の強い要望により「川崎市有馬・野川生涯学習支援施設」としてやっとできた施設です。施設ができるまでには、数々のワークショップなどを実施し、地域住民の要望を集約し、10年を超える年月をかけ、数々の委員会での協議で課題の一つ一つを解決しながら作り上げた地域の施設と理解をしています。

こうしてできた地域の施設を地域が自ら運営するためにNPOを設立し、地域自らが運営にかかわってきました。これは正に自治基本条例の精神に照らしても望ましい姿と言えると思います。NPOの運営は施設利用者だけでなく、広く地域より評価されており、地域や利用者の満足度はアンケート結果にも如実に表れて、満足度は95%を超えていました。施設の稼働率もこの2年間にお

いて1.5倍に伸びています。実施事業においても宮前区に例を見ないものになっています。

NPOは単に施設運営にとどまらず、地域の町会・自治会・商店会とともに「有馬川わいわい祭」「アリーノ福祉ネット」「うたごえ広場」「有馬・東有馬コミュニティバス」等々の地域交流・まちづくり・福祉など様々な地域課題に取り組んでいます。NPOがアリーノの指定管理者から除外されることは地域にとって大きなデメリットになることは容易に想像できます。地域がアリーノに求めているのは、顔と顔が見える中、地域と施設が共に作りあげる現アリーノの形であると考えます。

アリーノの設立の経緯及び設立の趣旨並びに現状を考慮し、また、利用者の無用な混乱を招くことのないよう、今後のアリーノの運営について、市議会での御検討並びに御議論をいただくことをお願いします。

#### 紹介議員

吉 沢 章 子

田 村 伸一郎

石 川 建 二

松 川 正二郎